2　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

◇**母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六四号）（こども家庭庁）

1　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三五八万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、五三七万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

2　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一七九万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

3　母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金（通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合を除く。）の貸付金額の限度を一一万円に引き上げることとした。（第七条第六号、第三一条の五第六号及び第三六条第六号関係）

4　母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金（知識技能を習得している期間及び緊急生活安定貸付期間を除く。）の貸付金額の限度を一一万四、〇〇〇円に引き上げるとともに、生活安定貸付期間に係る母子生活資金及び父子生活資金の貸付金額の合計額の限度について、二七三万六、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第八号、第三一条の五第八号及び第三六条第八号関係）

5　大学等（大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）をいい、私立であるものを除く。以下この項において同じ。）へ入学する児童に係る母子就学支度資金及び父子就学支度資金並びに大学等へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金の貸付金額の限度を四三万円に引き上げることとした。（第七条第一一号ロ、第三一条の五第一一号ロ及び第三六条第一一号ロ関係）

6　母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三三万円に引き上げることとした。（第七条第一二号、第三一条の五第一二号及び第三六条第一二号関係）

7　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第七条、第三一条の五及び第三六条の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

◇**前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一六五号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・〇一とすることとした。（第一条の六関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の一四・〇一とすることとした。（第一条の七関係）

3　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇**令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令**（政令第一六六号）（厚生労働省）

1　令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を次のとおり定めることとした。

㈠　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五七とすること。（第一条関係）

㈡　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすること。（第二条関係）

㈢　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の五二・一九五とすること。（第三条関係）

㈣　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五七とすること。（第一条関係）

◇**国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一六八号）（厚生労働省）

1　高額医療費負担対象額として算定される医療費の基準額を、八〇万円から九〇万円に引き上げることとした。（第二条第四項関係）

2　保険者支援制度において、市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額を算定するに当たり、国民健康保険料軽減措置対象世帯に属する被保険者数及び介護納付金賦課被保険者数に乗ずる一定割合について、七割軽減措置対象世帯においては一〇〇分の一五から一〇〇分の一六に、五割軽減措置対象世帯においては一〇〇分の一四から一〇〇分の一五に、二割軽減措置対象世帯においては一〇〇分の一三から一〇〇分の一四に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の六第一項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六九号）（防衛省）

1　自衛隊奨学生が在学する大学等又は学資金の貸与の対象となっている学術を変更する場合について、当該変更に伴う貸与の要件等を整備することとした。（第一二〇条の三、第一二〇条の六、第一二〇条の七の二～第一二〇条の一一及び第一二〇条の一三関係）

2　自衛隊法第九八条第二項の規定により政令で定める貸与金の額を五万四、〇〇〇円から八万円に改めるとともに、装備品等の研究開発に関する事務をその職務とする官職であって防衛大臣が定めるものに採用されようとする者のうちから自衛隊奨学生に選考された者に対する学資金の額を新たに規定することとした。（第一二〇条の五関係）

◇**未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六七号）（厚生労働省）

1　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を改正前の二一万五、〇〇〇円から二一万九、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法施行令第二条及び第二条の規定による改正後の戦傷病者特別援護法施行令第八条の五の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。